

研究論文

教育諸制度の基盤としての教育基本法の位置づけとその把握

荒井 眞一

(2011年1月14日受稿)

抄録： 筆者は教育基本法について考察した。この法律は日本の教育における諸制度の根本である。はじめに筆者はこの法律の基盤となっている理論を明らかにした。次にこれらの理論と教育制度の関連について述べた。そして、教職課程を履修する学生たちがどのようにこれらの理論を理解したかについて、学生たちによるレポート記述に基づいて検討した。この検討の結果、筆者の担当する講義「教育行政論」受講学生の約半数が教育基本法の基盤となっている理論を理解したことが確認された。より多くの学生による理解を確認するための方法の考察が新たな課題として示された。

1. はじめに

本稿の目的とするところは2点である。1点目は、我が国の教育における諸制度の根幹をなす教育基本法の基盤とする理論が、具体的な諸制度にどのような形で通底しているかを述べることである。また2点目は、教育基本法を基盤とした教育諸制度のありようについて、教職課程を履修する学生がどの程度把握しえたかについて検討することである。

上記2点を考察するに際して、本稿では、2010年度前期に筆者の担当した教職科目「教育行政論」における講義内容及び学生に課したレポートの記述を主たる材料とする。これら考察において不可欠な事柄は、教育学の対象とするべき人間というものに対して、社会の変化という外的な要因のもとでどのように位置づけるかという問題に対する哲学的な考察である。それゆえ「教育行政論」講義では常に、さまざまな文献記述に対して受講学生がどのような考えを抱くかという点に特に留意した。

本稿においては、可能な限り講義時における学生の意見表明を明らかにしつつ、教育基本法の基

盤とする理論に対する学生による認識形成過程の明確化により、意義ある大学教育の方法の一般化へ向けた考察を試みる。また、教育基本法に関して指摘を行わない場合にはすべて1947年に制定された旧法を示すものとする。

2. 教育諸制度の基本原則

2.1. 教育基本法第1条における教育の目的

教育基本法第1条に明記される教育の目的は、「人格の完成」に集約される。ただしこの目的は、教育基本法の原案においては「人間性の開発」とされていた。「人格の完成」という到達不可能な目的をあえてかかげ、一歩ずつこれに近づいていくことが教育において最も大切との考えが、この法律を起草した教育刷新委員会にあったようである。この設定により、国民教育を不変に続く人類へ開かれたものとする契機となった¹⁾。

上記「人格の完成」に対する理解を深めるべく、語句の意味するところを厳密に定義した後さらに考察する。1946年に文部省によって発行された『新教育指針』によれば、教育基本法の原案において用いられた「人間性」は、普通の人間ならば誰もが備えている性質、能力、欲望の総体を表す。

この「人間性」を尊重することによって、人間らしい生活が可能となる点に人生の目的や幸福があるという²⁾。一方で「人格」は、人間性として備わっている性質、能力、欲望を、自由な意思と責任によって働かせることのできる資格を意味するという。「人格」はすべての人に備わっているものであるから、この資格をすべての人間に対して認めることにより人間としての権利がすべての人に保障された社会が実現されることになる³⁾。

人間としての権利をすべての人間に対して保証しうる上段の定義における人格者は、同時に国家の良き成員ともなりうる。これら人格者は、勤労を通して社会的な責任を果たしながら、社会を積極的に進み歴史的な想像を成し遂げる原動力となる⁴⁾。すなわち、教育基本法第1条に明記される教育の目的は、国家の成員の「人格の完成」による理想的な社会の実現にある。

2.2. 教育基本法第2条の位置づけ

教育基本法第2条「教育の方針」の根幹をなす事柄は、第1条に明記された教育の目的が「あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」という点にある。教育基本法の成立にかかわった辻田力文部省調査局長によれば、第2条は第1条の教育の目的達成のための心構えを教育の方針として示したものである。学校教育の発展が家庭教育の軽視と社会教育の不信を招いてしまった反省の上に立ち、「あらゆる機会に、あらゆる場所において」との一節を加えたという⁵⁾。

宮原誠一によれば、教育基本法は、日本国憲法の理想の実現を教育の力によって達成させていこうという国民の願いを受け止めて制定されたものである。この理想の実現には、親や教師を含めたすべての国民が第1条における教育の目的に向かう努力が求められたため、教育活動がいたるところで始められなければならなかったという⁶⁾。すなわち、第1条に盛り込まれた内容を達成するための必須条件が、第2条の条文であるということ

になる。

3. 基本原理に基づいた教育諸制度

3.1. 教育基本法と日本国憲法のかかわり

教育基本法前文には、教育基本法と日本国憲法とのかかわりについて述べられている。前文によれば、日本国憲法の理想の実現に不可欠である教育の力を確かなものとするために、教育の目的とともに明文化されたものが教育基本法である。

法律であるにもかかわらず、教育基本法には上に述べたような前文が存在する。この事情について、当時の文部大臣田中耕太郎は、教育基本法の条文が日本国憲法の1つの章として盛り込まれるべきとの議論があった中で、日本国憲法の条文の全体的なバランスや教育権の独立といったことを考慮した結果、別の法律として制定されるにいたったと説明している⁷⁾。この説明に従うならば教育基本法は当初日本国憲法の一部として構想されたものであったことになる。この法律に前文が存在する理由も、日本国憲法の一部として構想されたものであったことによるものと思われる。

教育基本法が日本国憲法の一部として構想されたものであるならば、この法律には憲法という動かしがたい理論的根拠が存在することになる。教育学者の長田新は、最高法である憲法から出てきた教育基本法こそが教育の在り方を規定する唯一の根拠であり、教育学の根本からみて妥当であると述べ、この法律の精神を発展させることによりもっとも完全な教育学の成立が期待されるとの見解を示している⁸⁾。この説に従うならば、教育の諸制度について学問的に検討する際には、教育基本法に示される理論的な根拠に対する考察が不可欠となる。

3.2. 日本国憲法における公教育の基本原則と

教育を受ける権利

日本国憲法第26条の教育条項から導き出される教育制度にかかわる原理は、「すべての国民に」

「法律の定めるところにより」「能力に応じて」「ひとしく教育を受ける」「普通教育を受けさせる」「(義務教育は)無償とする」という6つである。江幡裕によれば、これら6つの原理のうち中心をなすものは、義務性、無償性、中立性の3つであるという⁹⁾。

池田賢市によれば、近代以前の義務教育制度は支配体制維持の必要から生じたものであったが、近代においては教育を受ける権利を保障することが国家の義務であるという考え方が主流となっていたという¹⁰⁾。教育基本法においても、第3条の第1項において教育を受ける権利は保障されている。

公教育の無償性とは、教育を受けることに対して保護者及び本人が直接にその経費を負担しないことである¹¹⁾。現在多くの公立学校で教材費・通学費・給食費などは無償化の対象となっていない。しかし、給食等の有する教育的意義や保護者の経済状態などを考慮した場合、無償化の対象とする領域には、議論の余地があると思われる。中学校内における要保護児童生徒の割合と学力テストの成績の相関関係を導き出した東京都足立区教育委員会による調査結果からも、無償化の対象領域に対する議論の必要性が示唆される¹²⁾。

公教育の中立性に関しては、教育基本法第8条・9条・10条において、政治的中立性・宗教的中立性・行政的中立性が述べられている。これらのうち行政的中立性に関する議論が、学力調査の是非を巡る旭川学力テスト事件にかかわる裁判の中で繰り広げられた¹³⁾。

3.3. 教育基本法第10条に基づいた中央行政

機構の仕組み

教育基本法第10条〔教育行政〕第1項では「教育は、不当な支配に屈することなく、国民全体に対して責任を持って行われるべき」、第2項では、教育行政は「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標」とするべきと述べられている。坪井由実によれば、第2項に示された教育行

政の役割は、行政的な権力をもたない相談役あるいは専門的助言者のようなものであり、教育の外にあって教育を守り育てるための諸条件を整えることであるという。そしてまた、このような教育行政を国民の自治に基づいて行うために「地方」及び「中央」に設立された組織が教育委員会と文部大臣の諮問機関としての中央教育審議会であった¹⁴⁾。

上に述べた教育委員会が国民の自治に基づいて運営されるための必須要件として文部省によって1948年に提起された方法が、教育委員会の構成員たる教育委員を住民すべての直接選挙によって選ぶという公選制であった。しかしこの制度は、1956年に首長による任命制という形式に移行した¹⁵⁾。

上記移行を以て教育基本法第10条に述べられた教育行政の自治という原則が大きく揺らいでしまったことになるだろう。この移行にかかわる事情について小野田正利は、1989年9月における中央教育審議会の答申を引用しつつ説明している。この答申によれば、教育委員の構成分野をより広いものにし、学識経験者などの意見を取り入れ、その上でそれらの基準や理由、経過などを地域住民に明らかにするには、主張が教育委員を先行すべきとの説明がなされている¹⁶⁾。理論的な枠組みを形のある制度として実現し維持していくことの困難さが、本節における教育基本法第10条と教育委員選任に関する問題から察せられる。

4. 制度基盤としての教育基本法の位置づけに対する学生の認識形成

2010年度前期に筆者は、本稿2・3章で述べた内容を基盤とする講義を、北海道文教大学における教職課程講義「教育行政論」において行った。受講学生に対しては、複雑な仕組みを持つ教育制度の基盤に教育基本法の条文が位置付くこと、そしてこれら条文に掲げられた教育に対する理念が民主主義的な教育を達成させようという志の下に

集約された数多くの議論の成果であることを理解してもらおうことを講義の目標とした。

上記目標の達成を確認するための手段として、講義末のレポート課題「A. 教育基本法の改定前後の相違点の指摘と考察」「B. 教育を学問として成立させるために必要なこと」という2点を受講学生に提示した。これら2点に対する考察中に、教育基本法の条文に掲げられた教育に対する理念に関わる記述がみられるならば、本稿の目的とするところは達成される。

「教育行政論」講義受講者12名のうち、本稿の意図する考察が見られたのは6名であった。これら6名の学生を①から⑥とし、レポート課題AおよびBにおける記述から、教育基本法の条文に掲げられた教育に対する理念に関わる記述を以下に示す。

・学生①

課題A：(教育基本法には) アメリカの教育理念が少なからず影響している。

現行法第2条第1項における記述は「生きる力」と同様な意味合いを有する。

・学生②

課題A：現行法第3条は改正後に新設されたものであり、生涯学習の理念が書かれている。ここでのポイントは、改正前の第2条の要点である「あらゆる機会、あらゆる場所において」がここにきており、また現代教育のもう1つのキーワードである生涯学習の理念について書かれている事である。

・学生③

課題B：学問としてのアイデンティティーを確立することが、(教育が) 学問となる第一歩ではないかと考える。講義でもふれたように、教育基本法を唯一絶対の根拠とし、この精神を発展させた場合最も完全な教育学が成立すると述べられているのも一理あるのではないかと考えている。

・学生④

課題A：どちらにも「日本国憲法の精神にのっとり」という点は共通している。日本国憲法あつての教育基本法だということであろう。

47年では「教育の方針」だったものが、06年では「教育の目標」と変わっている。

「方針」よりも言葉の意味的には弱くなる「目標」を使ったところに作成に関わった人たちの気持ちが見える気がする。

課題B：「教育」では、どこまでを「教育」として扱うかを決めることも必要だと思う。

教育の基礎や理論を専門的に扱うのか、現場(実践)に役立つ事を専門的に扱うのか、方法や技術を専門的に扱うのか、教科に関することも扱うのか、社会に関する事(博物館学や図書館学)までも扱うのか、それともこれら全部を扱うのか、決めることも重要だと思う。

・学生⑤

課題A：教育基本法は、戦後すぐの1947年に、「教育勅語」を基本にした戦前の教育への反省からできたもので、平和憲法の精神を色濃く受け継ぎ、「戦争をしない平和な国家をつくるには教育はどうあるべきか」を明文化した法律である。

・学生⑥

課題A：(教育基本法の) 内容は本当に憲法を反映したものであるか。考察の結果、旧法は反映しており、現行法は必ずしも反映していないと考える。

旧法は教育学において完全な内容であるともいわれ、象徴的であるともされるが、それゆえ時代の変化に対応でき得る教育憲章であった。

上記学生①・④・⑤・⑥による記述には、教育基本法が日本国憲法やアメリカにおける教育理念を理論的な基盤としたものであることが、明確に述べられている。また②による記述には、教育基本法の条文をふまえた生涯学習の理念に関する考察

がみられた。これらの記述をみる限りでは、本稿の目標としていた、教育制度の基盤となっている理論に対する考察が学生によって行われたと言える。ただし、12名の受講者中、このような記述が見られたのは5名であり、受講学生数の半分に満たない。本稿の目標とする考察がより多くの学生に行われるための方法の検討が必要と思われる。

また、学生③・④による記述には、教育を学問として成立させようための方法に対する考察がみられた。学問としての成立に不可欠な理論的根拠づけに際して、学生③は理論的な基盤を教育基本法に求めたのに対して、学生④は理論的な基盤を確定しうる領域の確定の必要性を述べていた。2名という少数ではあるが、学問における理論的根拠づけの必要性に言及が見られた点は、理論的な基盤の必要性を重視した「教育行政論」講義および本稿の意図した方向性に合致している。

5. おわりに

以上本稿においては、我が国の教育における諸制度の根幹をなす教育基本法の基盤とする理論が、具体的な諸制度にどのような形で通底しているかを述べることで、教育基本法を基盤とした教育諸制度のありようについて教職課程を履修する学生がどの程度把握しえたかについて検討することの2点について述べた。2・3章で述べた教育基本法の基盤とする理論に関して、学生たちのレポート記述にはこれら理論をふまえた考察がみられた。しかしそのような記述の数は、受講学生の半数弱に過ぎず、受講者のほぼすべてが本稿の目的としていた考察を行っていたことを確認することはできなかった。

今後に向けては、本稿の意図した内容がより明確となるような講義の構成の検討と、レポート課題の精選が求められる。これら2点の改善を経てより明白な形で学生による理論的な考察がみられたならば、随時報告したい。

6. 謝辞

本研究にご理解とご協力をいただきました関係者の皆様へ心より感謝申し上げます。

文献

- 1) 山口拓史：教育目的としての人格の完成、資料で読む教育と教育行政、20、勁草書房、2002
- 2) 山口前掲書1)、21
- 3) 山口前掲書1)、22
- 4) 山口前掲書1)、23
- 5) 山口前掲書1)、25
- 6) 山口前掲書1)、26
- 7) 井深雄二：憲法・教育基本法の現代的意義、資料で読む教育と教育行政、11、勁草書房、2002
- 8) 井深前掲書7)、10
- 9) 江幡裕：教育制度の基本原則(2) 公教育、要説教育制度、22、学術図書出版、2009
- 10) 池田賢市：教育制度の基本原則(5) 義務性、要説教育制度、28、学術図書出版、2009
- 11) 池田賢市：教育制度の基本原則(6) 無償性、要説教育制度、30、学術図書出版、2009
- 12) 嶺井正也・池田賢市、教育格差、34、現代書館、2006、
- 13) 池田賢市：教育制度の基本原則(7) 中立性、要説教育制度、33、学術図書出版、2009
- 14) 坪井由実：教育自治と教育行政、資料で読む教育と教育行政、83、勁草書房、2002
- 15) 坪井前掲書14)、84-85
- 16) 小野田正利：父母住民や教職員の学校運営・教育行政参加、資料で読む教育と教育行政、140-141、勁草書房、2002

The Place and the Grasp of Fundamental Law of Education as a Basis of Educational Systems

ARAI Shin-ichi

Abstract: I studied about Fundamental Law of Education. This law is a root of educational systems in Japan. First, I told the theories supporting the law. Next I told about the relationship between the theories and the educational systems in Japan. And I examined how the students taking teacher training courses understood about these theories, consulting the reports written by the students. As a result of this examination, I confirmed that about a half of students attending my lecture 'Theories about educational administration in Japan' understood the theories supporting Fundamental Law of Education. New theme was indicated that I need to study about the method which shows understanding by more students.